

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-4	大気汚染防止法では、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界でのアスベストの基準が空気1リットル当たり、アスベスト繊維が10本以下とされています。この基準はどのような意味を持つのですか。その根拠を教えてください。 (平成17年11月11日追加)

【答】

この基準は、アスベスト製品の製造・加工工場の敷地境界で実施した国内の環境調査結果等をもとに、WHO（世界保健機関）において「環境中におけるアスベスト濃度は、都市部における濃度が1本/リットル以下から10本/リットル程度の範囲にあるか、時にはそれより高い状況にあり、この程度の数値で一般住民においては、アスベストに起因する肺がん及び中皮腫のリスクは定量化できないほど低いであろう」と評価していることを考慮して定められたものです。